

畜産農家の皆様へ

食品の基準値を超えない乳・肉・卵を生産するよう、以下に気をつけて下さい。

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値は、食品の基準値を超えない畜水産物を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いのかを判断する目安です。
- 暫定許容値を下回る飼料を使いましょう。
- 粗飼料や飼料用米等の国産飼料については、どの時期に・どの地域で・どのように生産されたものか確認して下さい（家畜によって、暫定許容値が異なります）。飼料の生産地の放射性セシウムの状況については、各県にお問い合わせ下さい。
- 配合飼料については、原料管理も含め適切に製造・管理されたものであることを、飼料販売業者に確認しましょう。
- 家畜排せつ物又はこれを原料とする堆肥を販売・譲渡する場合は、飼料給与その他の飼養管理状況の情報を適切に提供しましょう。

<飼料の放射性セシウムの暫定許容値>

牛・馬用飼料	1キログラムあたり	100ベクレル
豚用飼料	1キログラムあたり	80ベクレル
家きん用飼料	1キログラムあたり	160ベクレル

（製品重量、ただし粗飼料は水分含有量8割ベース）

- 以下の場合、農地土壌の汚染を拡大することはないので、肥料等の放射性セシウムの暫定許容値（400ベクレル/kg）にかかわらず、家畜排せつ物又は堆肥を施用することが出来ます。
- ① 自ら飼料を生産する草地・飼料畑等に、自らの経営で生じた家畜排せつ物又は堆肥を還元する場合
- ② 飼料生産農家から飼料の供給を受け、家畜排せつ物又は堆肥を元の飼料生産農家の草地・飼料畑等に還元する場合

このことに関するお問い合わせは

香川県農政水産部畜産課 総務・経営グループ 087-832-3430